

井手町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

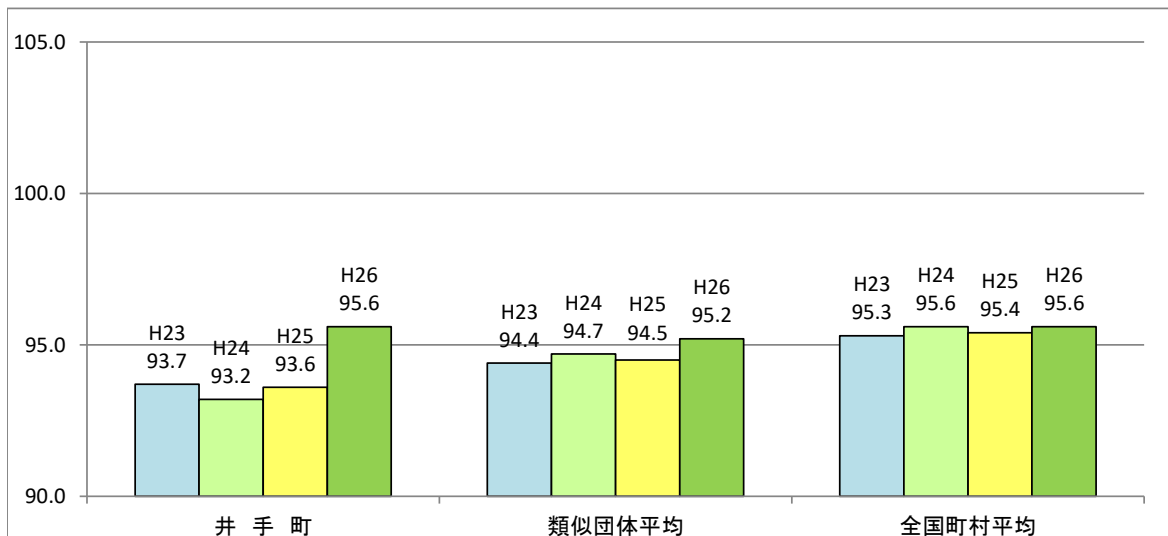
区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実 質 収 支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	7,994	4,288,859	409,637	811,603	18.9	23.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給与費				(参考)一人当たり	(参考)類似団体平均
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	99	325,719	35,730	144,487	505,936	5,110	5,474

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の年齢構成の変動による。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給与表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

本町は地域手当未支給地である。

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
井手町	38.6 歳	281,556 円	324,296 円	303,245 円
京都府	44.3 歳	335,952 円	428,204 円	385,291 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	311,417 円	355,415 円	335,656 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
井手町	39.6 歳	1 人	278,500 円	278,500 円	278,500 円	—	—	—	—	—
うち清掃職員	39.6 歳	1 人	278,500 円	278,500 円	278,500 円	廃棄物処理従業員	44.7 歳	288,100 円	0.97	—
京都府	54.0 歳	285 人	360,702 円	413,695 円	395,484 円	—	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	6 人	268,651 円	291,577 円	280,425 円	—	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
井手町	—	—	—
うち清掃職員	4,414,039 円	3,939,100 円	1.12

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成23～25年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		井手町		京都府		国	
一般行政職	大 学 卒	172,200	円	179,700	円	172,200	円
	高 校 卒	140,100	円	145,400	円	140,100	円
技能労務職	高 校 卒	140,100	円	—		—	
	中 学 卒	—		—		—	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

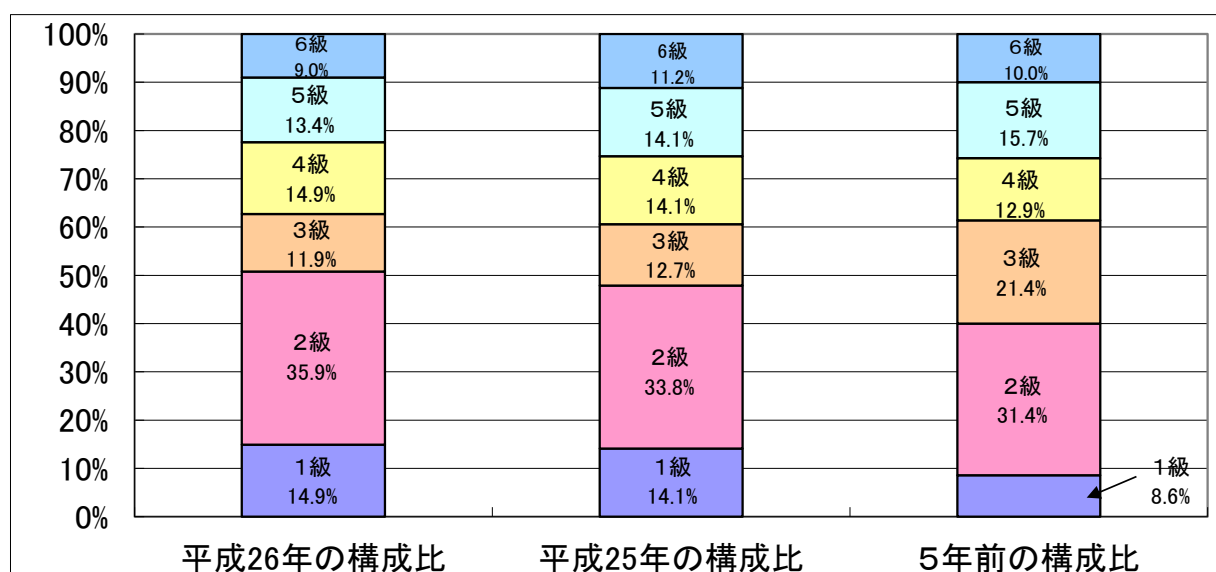
区分		経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年	経験年数25～29年
一般行政職	大 学 卒	273,400 円	324,200 円	343,700 円	393,500 円
	高 校 卒	—	275,300 円	348,200 円	331,400 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	278,500 円	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、技師、保育士、保健師又はこれらに相当する職務	10 人	14.9 %	135,600 円	243,700 円
2 級	専門的知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師又はこれらに相当する職務	24 人	35.9 %	185,800 円	307,800 円
3 級	係長、主査又はこれらに相当する職務	8 人	11.9 %	222,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐又はこれに相当する職務	10 人	14.9 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課長、館長、園長、所長又は参事の職務	9 人	13.4 %	289,200 円	400,600 円
6 級	理事又はこれに相当する職務	6 人	9.0 %	320,600 円	422,600 円

- (注) 1 井手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年4月1日から給与構造改革により3級と4級を係長級として統合し、5級を4級、6級を5級、7級を6級とした。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績を反映せず

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

井手町	京都府	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,156 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,599 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

一律支給

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

井手町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	15,385 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)			—
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
井手町	支給なし	—	勤務地域により支給率は異なるが、平成22年度制度完成時で最高支給割合18%。
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			— (95.6)

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）			—	%
手当の種類（手当数）			2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当	清掃作業従事職員	清掃作業	— 千円	月額3,000円
感染症の防疫作業に従事する職員の 特殊勤務手当	感染症防疫作業 従事職員	感染症の防疫作業	— 千円	1日につき500円
死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	死体処理従事職員	死体処理	— 千円	1体につき10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	8,346 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	85 千円
支給実績(平成24年度決算)	9,477 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	96 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 配偶者がいない場合、 そのうち1人については 11,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		11,613 千円	241,923 円
住居手当	家賃支払いの職員 ・月額23,000円以下の家賃 家賃額－12,000円＝支給額 ・月額23,000円を超える家賃 (家賃額－23,000円)×1/2＝① 16,000円＝②(①、②のうち額が 少ない方)＋11,000円＝支給額 (最高27,000円)	同じ		4,197 千円	322,846 円
通勤手当	交通機関を利用する職員 運賃相当額が55,000円 までの者 全額支給 片道2km未満 支給なし 自動車等の利用者 通勤距離片道 2km以上 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同じ		3,298 千円	55,887 円
管理職手当	月額5,000円。ただし、町長が必要と認める時は、 本俸の100分の20以内を支給することができる。 理事、局長、次長、 35,000円 課長、館長、園長、所長、参事等			8,750 千円	416,667 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分			給料月額等			
給料	町	長	730,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
					826,500	円 / 410,000 円
報酬	副	町	600,000	円	630,000 円 / 508,000 円	
期末手当	議	副	議	長	(平成25年度支給割合)	
					2.95 月分	
退職手当	町	副	町	長	(算定方式)	
					(1期の手当額)	
退職手当	町	副	町	長	(支給時期)	
					給料月額×530/100×在職年数	
退職手当	町	副	町	長	給料月額×315/100×在職年数	
					15,476千 円 任期ごと	
退職手当	町	副	町	長	7,560千 円 任期ごと	
退職手当	町	副	町	長	(備 考)	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

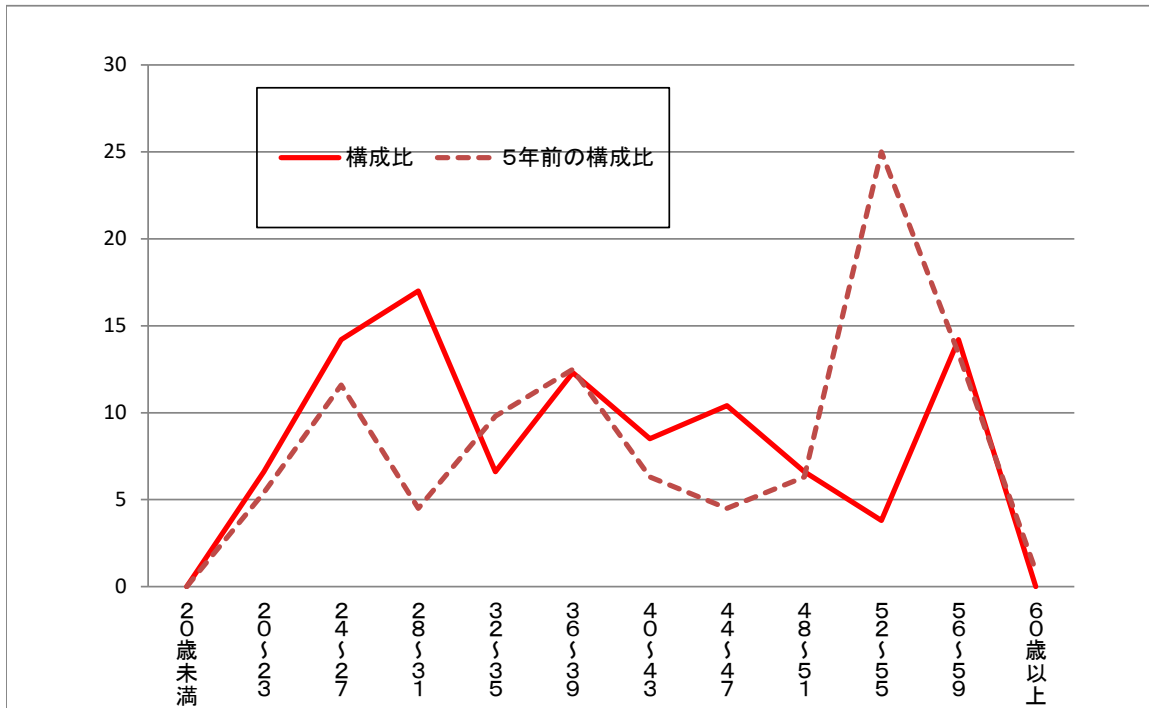
(各年4月1日現在)

区 分			職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	19	20	1	
		税務	7	6	▲ 1	
		民生	35	34	▲ 1	
		衛生	7	9	2	
		農林	3	3	0	
		商工	1	1	0	
		土木	8	8	0	
		計	81	82	1	【参考】 人口1万人当たり職員数 102. 58 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 99. 12 人)
		教育部門	11	10	▲ 1	
	小 計	92	92	0	【参考】 人口1万人当たり職員数 115. 09 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 120. 72 人)	
公営企業等部門	水道	6	5	▲ 1		
	下水道	1	1	0		
	国保等	10	9	▲ 1		
	小 計	17	15	▲ 2		
合 計			109 [157]	107 [157]	▲ 2 [0]	【参考】 人口1万人当たり職員数 133. 85 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	15人	18人	7人	13人	9人	11人	7人	4人	15人	0人	106人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別 \ 年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	82	80	82	82	81	82	0 —
教育	12	11	11	11	11	10	▲ 2 (▲16.7%)
普通会計計	94	91	93	93	92	92	▲ 2 (▲2.1%)
公営企業等会計計	18	18	16	16	17	15	▲ 3 (▲16.7%)
総合計	112	109	109	109	109	107	▲ 5 (▲4.5%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
25	107,893	△ 11,612	10,485	9.7	17.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	2	6,318	443	1,564	8,325	4,163	6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
井手町	42.3 歳	262,200 円	362,367 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	-	-	-

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

井手町	一般行政職
1人当たり平均支給額(平成25年度)	1人当たり平均支給額(平成25年度)
782 千円	1,156 千円
(平成25年度支給割合)	(平成25年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.6 月分 1.35 月分	2.6 月分 1.35 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・ 役職加算 5～15%	・ 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成２６年４月１日現在）

井手町(水道事業)				井手町(一般行政職)			
(支給率)	自己都合		勸奨・定年	(支給率)	自己都合		勸奨・定年
勤続20年	21.62	月分	27.025 月分	勤続20年	21.62	月分	27.025 月分
勤続25年	30.82	月分	36.57 月分	勤続25年	30.82	月分	36.57 月分
勤続35年	43.70	月分	52.44 月分	勤続35年	43.70	月分	52.44 月分
最高限度額	52.44	月分	52.44 月分	最高限度額	52.44	月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	—	千円		1人当たり平均支給額	15,385	千円	

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成２５年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成２６年４月１日現在）

一般行政職と同様（４（３）を参照）

エ 特殊勤務手当（平成２６年４月１日現在）

一般行政職と同様（４（４）を参照）

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	346 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	49 千円
支給実績(平成24年度決算)	229 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	57 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成２６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	一般行政職と同様	同じ		0 千円	0 円
住居手当	一般行政職と同様	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同様	同じ		97 千円	48,572 円
管理職手当	一般行政職と同様	同じ		0 千円	0 円